

司法修習生の給費制永続化を求める会長声明

改正裁判所法の施行により、平成22年11月1日から、司法制度の担い手である裁判官、検察官、弁護士を養成する司法修習制度について、給与等の支給制度（給費制）が廃止され、代わりに希望者に対して修習資金を貸し付ける制度（貸与制）が実施されてしまった。

しかしこの施行に先立って、昨年度の日本弁護士連合会及び全国の単位弁護士会とともに当会においても会を挙げて給費制の維持を訴え、日本国中の市民がこれに賛同して多くの請願書を国会に提出し、同法施行後も日本弁護士連合会の執行部をはじめとして多数の関係者が、強く給費制の維持を求めたところ、ついには国会まで動かし、改正裁判所法施行後間もない平成22年11月26日、司法修習生に対する給費制に代わり司法修習資金を国が貸与する制度を平成23年10月31日まで停止し、その間、暫定的に司法修習生に対し給与を支給するとする裁判所法の一部を改正する法律が国会で可決され、即日公布・施行された。これにより、平成22年11月27日から司法修習が開始された新第64期司法修習生に対しても、従前同様給与が支給されることになった。1年間の暫定的な延長ではあったが、これもひとえに市民、マスコミ関係者、各種団体、各政党、国会議員など幅広い皆様から並々ならぬご尽力がいただけたからこそであり、ここに厚く感謝申し上げる次第である。

ところで、今般の司法改革では、社会の隅々にまで法の支配を及ぼすとの理想のもとに法曹人口を大幅に増員し、多様な人材を確保するとの趣旨で、法科大学院を設立して学生に自費で学ばせ、その卒業生に司法試験の受験資格を与え、その合格者についても、司法修習生の修習期間を2年間から1年間に短縮して、この間の司法修習をも自費で行わせようとしている。ところが平成16年に裁判所法改正により給費制廃止を決定されて以降、司法試験の合格者数が増員されているにもかかわらず、法科大学院の志願者数は激減傾向にあり、多様な人材を確保するとの司法改革の趣旨とは逆行する現状となっていた。その一因として、法科大学院を卒業するだけでも多額の費用が必要となり、経済的理由から法曹になるのを断念する者が多いことが指摘されていたが、給費制の廃止はこれに追い打ちをかけるものであり、「お金持ちでなければ法曹になれない」とまで叫ばれていた。今回の裁判所法一部改正案が国会で成立をみたのは、当会においても、日本弁護士連合会や全国の単位弁護士会同様、法曹養成課程における余りにも過重な経済的負担を懸念して、これを市民に訴え、一般市民や各種団体とともに一大運動を展開したところ、マスコミ関係者や政党・国会議員等にこの運動について一定の理解が得られた賜であると評価できるものである。

しかしながらこの法改正は、抜本的なものではなく、1年間という短期間のみ暫定的に給費制を延期したに過ぎず、第65期以降の司法修習生に対しては依然として貸与制への移行が維持されたままである。

尤も、今回の改正法には附帯決議がなされており、これには「改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習生の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされている。附則第四項に規定する日は、今年（平成23年）10月31日であるから、それまでにこれらの検討を経た上で、給費制を維持する改正裁判所法を成立させるためには、残された時間は僅かである。

法曹の養成は、単なる個人的資格の取得問題ではなく、国家の権力作用の一翼である司法権の人的基盤を確立する人材登用の問題である。それは在野である弁護士であっても、人の生命・身体の安全、自由、名誉、財産等の問題に直接関わる極めて公共性の強い職責を担うものであり、この人材養成は国家の存立基盤にもかかわる重要問題である。よって法曹養成は、その志願者の経済的事情に左右されてはならず、多様な人材の中から有為な者を見いだすことが強く求められており、法曹養成はまさに国家が国費によって行うべき責務というべきである。

そこで、当会は、政府及び最高裁判所に対し、上記附帯決議に示された項目の検討を早急に行うことを強く要請すると共に、この検討作業に当会も協力して、司法修習生の給費制を完全に維持する改正裁判所法が成立されるよう全力を尽くすことを表明する。

平成23年1月13日

茨城県弁護士会

会長 秋山 安夫